第五十条第一項	給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）	受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）
第五十一条	退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金	退職年金又は公務遺族年金
第五十二条	退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金	退職年金及び公務遺族年金
第八十三条	主務省令	総務省令
第百八条第一項	病気、負傷、障害、死亡若しくは災害	障害若しくは死亡
	当該病気、負傷、障害、死亡又は災害	当該障害又は死亡
第百八条第三項	病気、負傷、障害若しくは	障害若しくは
	その病気若しくは障害	その障害
	当該病気、負傷、障害又は死亡	当該障害
第百十一条第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けたとき若しくは解雇された

第百四十四条の三第二項の表第百十三条第二項第三号の項中「第百十三条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第百四十四条の十二第一項中「第百十三条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める。

第百四十四条の十九中「同表第百十三条第二項第三号の項」を「同表第百十三条第二項第三号及び第四号の項」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「短期給付」を「給付」に、「二年間」を「、短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間」に改め、同条第三項中「支払未済給付」を「遺族給付」に改める。

第百四十四条の二十四中「短期給付」を「給付」に改める。

第百四十四条の二十五中「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）」を「受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提供）

第百四十四条の二十五の二　組合は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定めるものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第百四十四条の二十六中「この法律による短期給付」を「前項に定めるもののほか、この法律による給付」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百四十八条第二号中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第三号中「若しくは第三十八条の八第四項」を「、第三十八条の八第四項若しくは第三十八条の八の二第四項」に改め、「又は連合会の災害給付積立金若しくは長期給付積立金」を削り、同条第三号の二中「第百十二条の四第六項」の下に「若しくは第七項、第百十二条の十第六項、第百十二条の十一第六項若しくは第七項又は第百十二条の十五第一項」を加え、同条第四号中「第百十二条の四第七項、第百十二条の七第四項」を「第百十二条の四第八項、第百十二条の七第四項、第百十二条の十一第八項、第百十二条の十四第四項」に改める。

附則第十四条の二を次のように改める。

（遺族の範囲の特例）

第十四条の二　退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、組合員（警察官、皇宮護衛官、消防吏員その他の職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものに限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、これらの者を同号に規定する遺族とみなす。

2　前項に規定する場合における退職等年金給付に関する規定の適用については、当分の間、第二条第三項中「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」とあるのは「子又は孫は、」と、「二十歳未満で」とあるのは「組合員若しくは組合員であった者の死亡の当時から引き続き」とし、第百七条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第十四条の三第五項中「第百十三条第一項第一号及び第二号」に改める。

（支給の繰上げ）

第十九条　当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を組合に請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定は、適用しない。

3　第一項の請求があつた場合における第七十七条から第九十三条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

（公務障害年金等に関する暫定措置）

第二十条　第九十二条第一項、第九十八条第一項及び第百四条第一項の規定の適用については、当分の間、第九十二条第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第九十八条第一項及び第百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十一条から第二十八条まで　削除

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第四項」を「第百十四条第五項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第百九条」を「、第百九条及び第百五十九条の二」に改める。

附則第五十六条第二項中「附則第五十八条」の下に「、第六十条」を加え、「及び第七十五条」を「、第七十五条、第七十五条の二及び第七十六条」に改める。

附則第六十条の見出し中「退職共済年金の支給」を「職域加算額の経過措置」に改め、同条中「旧地方公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは」を削り、「の退職共済年金」の下に「及び障害共済年金」を加え、「及び次条第一項」を削り、「これらの者」を「旧地方公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前地共済法による退職共済年金（改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）」に改め、同条各号を削り、同条に次の十一項を加える。